

仙台市立学校防犯カメラ装置設置運用基準
(平成 28 年 12 月 5 日教育長決裁)

(目 的)

第 1 条 この基準は、児童・生徒等の安全確保及び安全管理の徹底を図るため、市立学校の防犯カメラ装置を設置・運用するにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ装置 学校施設内の出入口等の映像を撮影、表示又は記録する装置をいう。
- (2) 個人情報記録データ 防犯カメラ装置により撮影し記録媒体に記録した映像データをいう。
- (3) 設置者 防犯カメラ装置を設置する仙台市教育委員会をいう。
- (4) 管理責任者 防犯カメラ装置及び個人情報記録データを管理する者・学校長をいう。
- (5) 操作担当者 管理責任者が予め指名した教頭または教務主任をいう。

(防犯カメラ装置の設置)

第 3 条 外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制及び児童生徒の安心感の醸成を目的として防犯カメラ装置を設置する。

- 2 防犯カメラ装置の撮影カメラは、常時出入り口等に設置する。
- 3 防犯カメラ装置の撮影範囲は、防犯カメラ装置の設置目的を達成するために必要な最小限の範囲とする。
- 4 防犯カメラ装置の作動時間は、原則として 24 時間とする。
- 5 防犯カメラ装置の表示装置（モニター）は第三者が無断で視認する恐れのない場所に設置するものとする。
- 6 防犯カメラ装置の記録装置は施錠可能な場所に設置するなど盗難防止に努める。
- 7 防犯カメラ装置の撮影カメラを設置した出入り口等には、来校者等から見やすい場所に、防犯カメラ装置が作動中である旨の表示をするものとする。

(管理責任者の責務)

第 4 条 防犯カメラ装置設置校には、管理責任者を置く。管理責任者は、当該学校長を以て充てる。ただし、管理責任者が不在の場合であって止むを得ない場合は、管理責任者が予め指名した教頭が代行する。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ装置の操作等を担当する者（以下「操作担当者」という。）を教頭または教務主任から、予め指名するものとする。

- 3 管理責任者は、操作担当者以外の者に、防犯カメラ装置の操作をさせてはならない。
- 4 管理責任者は、操作担当者に、この基準を遵守させなければならない。

(操作担当者の責務)

第5条 操作担当者は、この基準に基づき防犯カメラ装置の適正な運用を図らなければならない。

- 2 操作担当者は、管理責任者が指名した教頭または教務主任を以て充てる。
- 3 操作担当者は、個人情報記録データの保管・消去・複製について、管理責任者の命を得て実施し、実施した内容について管理責任者に速やかに報告する。

(個人情報記録データの取扱い)

第6条 個人情報記録データは、防犯カメラ装置のハードディスクに記録する。

- 2 個人情報記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該個人情報記録データを加工してはならない。
- 3 個人情報記録データの保存期間は、撮影時から1月以内とする。
- 4 管理責任者は、映像の外部漏えい等を防止し、管理責任者の許可のない記憶装置等の持ち出しをしてはならない。
- 5 保存期間を経過した個人情報記録データは、速やかに消去するものとし、当該記録媒体に上書きする方法によりこれを行うものとする。
- 6 記録媒体の廃棄は、個人情報記録データが漏洩流出しないよう破砕等の方法により確実に行わなければならない。
- 7 管理責任者は、前項の廃棄を行った場合は、当該記録媒体の名称、廃棄年月日、廃棄理由等を記載した記録書を作成し保存するものとする。
- 8 個人情報記録データは、防犯カメラ装置の記録媒体（ハードディスク）から出力し、他の記録媒体（USBやCD等）に複製してはならない。ただし、防犯カメラ装置の設置目的を達成するために必要であると管理責任者が特に認めた場合又は第7条第2項の規定に該当する場合は、この限りでない。
- 9 前項の規定により複製した個人情報記録データの取扱いについては、第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、第3項中「撮影時から1月以内」とあるのは「管理責任者が必要と認める最小限の期間」とする。

(個人情報記録データの利用目的及び閲覧等の制限)

第7条 個人情報記録データ（複製データを含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用するものとし、それ以外の目的に利用し、又は他に貸与・閲覧・複製提供してはならない。

- (1) 学校施設内における犯罪の発生を防止するための措置を検討するために必要な場合
- (2) 学校施設内において現に発生した犯罪の原因及び経過を検証するため必

要な場合

- (3) その他学校教育現場内の秩序維持のため特に必要であると教育長が認める場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 学校施設内において発生した犯罪の犯人検挙のため捜査機関に協力する場合（ただし、閲覧に限る。）
- (2) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく依頼があり、教育長が妥当であると認めた場合
- (3) 社会的に重大な事故・犯罪発生時等の場合において、当該個人情報記録データを閲覧等することが個人の権利利益の侵害を考慮してもなお公益上必要であると教育長が認めた場合
- 3 管理責任者は、前項の規定による閲覧等を行った場合は、その理由、期日、閲覧等を行った相手方の名称、個人情報記録データの内容等を記載した記録書を作成し保存するものとする。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、防犯カメラ装置の設置及び運用に関し必要な事項は、総務企画部長が定める。

(その他)

- 第9条 防犯カメラ等により撮影し、記録される画像の取扱いについては、仙台市個人情報保護条例（平成16年12月17日）の規定によるものとする。
- 2 当該基準第7条第1項(3)及び前項第17条の規定による貸与・閲覧・複製提供の可否について、管理責任者が教育委員会あて審議依頼するものとし、教育委員会は、その検討結果について管理責任者へ通知するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定のとおり管理責任者から審議依頼があった場合は、教育委員会副教育長を委員長として、総務企画部長、教育人事部長、学校教育部長及び生涯学習部長のもと検討を行う。

附 則

この基準は、平成28年12月5日から施行する。施行後、管理責任者はただちに保護者や地域住民に対し、学校から発行される通信、ホームページにて基準を周知すると共に、PTA総会などの場において、説明する。

附 則（平成30年3月1日改正）

この改正は、平成30年3月1日から実施する。